

令和6年第2回広川町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 令和6年2月1日

2. 招集場所 広川町議会議場

3. 開 会 令和6年2月1日（午前9時30分）

4. 応招議員

議長	光 益	良 洋	7番	丸 山	幸 弘
1番	下 田	めぐみ	8番	栗 原	福 裕
3番	藤 島	玄 稔	9番	江 藤	美代子
4番	梶 原	一 美	10番	水 落	龍 彦
5番	竹 下	英 治	11番	池 尻	浩 一
6番	山 下	茂	12番	野 田	成 幸

5. 不応招議員

2番 辻 満 晴

6. 出席議員

応招議員に同じ

7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町	長	氷室 健太郎	福祉課長	才所 潤一
政策	監	丸山 信夫	建設課長	樋口 信吾
教育	長	富山 拓二郎	建設課参事兼 国県道対策室長	園田 和広
企画	課長	井上 新五	産業課長兼 農業委員会事務局長	山下 誠紀
総務課長兼庁舎建設推進室長兼 選挙管理委員会書記長		鹿田 健	教育委員会事務局 子ども課長	樋口 尚寿
会計管理者兼 税務会計課長		中島 久見	教育委員会事務局 子ども課参事	船津 涼
環境	課長	小松 朋雄	教育委員会事務局 生涯学習課長	萩尾 勝昭
住民	課長	前田 武博		

9. 本会に職務のため出席をした者の氏名

議会事務局長	丸山 順子	書記	深川 絵美
議会事務局係長	古山 真希		

10. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案第1号 税公金セルフ収納機購入に係る契約の締結について
日程第4	議案第2号 広川町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第5	議案第3号 広川町手数料条例の一部改正について
日程第6	議案第4号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第10号）について
日程第7	議案第5号 令和5年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） について
日程第8	議案第6号 令和5年度広川町水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第9	議案第7号 令和5年度広川町下水道事業会計補正予算（第3号）につい て

午前9時30分 開会

○議長（光益良洋）

定刻になりましたので、ただいまから令和6年第2回広川町議会臨時会を開会いたします。
なお、辻満晴議員については、欠席届が提出されております。

本臨時会に提出されております議案は、契約の締結1件、条例の改正2件、補正予算4件の計7件となっております。

これらの議案については、後ほど提案者から説明がありますが、議員の皆様方におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決に達せられますよう念願申し上げ、開会の挨拶といたします。

次に、町長より今議会招集の挨拶をお願いいたします。町長。

○町長（氷室健太郎）

皆さんおはようございます。本日は令和6年第2回広川町議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中に御参集頂き、誠にありがとうございます。

本日は、元日に発生した能登半島地震からちょうど1か月となります。不安な避難生活を続けておられる方々をはじめ、被災された全ての方々に改めてお見舞いを申し上げたいと思います。一部、仮設住宅ができつつあるとの知らせも伝わっておりますが、とにかく1日でも早く、安心して暮らせる日々が戻りますことを心からお祈り申し上げたいと思います。

既に御承知のとおり、町としましても役場1階に募金箱を設置するなどして義援金の呼びかけを行っておりますが、引き続き町民の皆様と一緒に被災地への支援を行っていきたくと考えておりますので、皆様方におかれましても御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本日の臨時会でございますが、補正予算を含む議案7件を御提案申し上げております。議案の提案理由につきましては後ほど御説明申し上げますが、慎重な御審議を賜りまして、全議案とも御決定頂きますようお願い申し上げ、私からの御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（光益良洋）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、御手元に配付しております議事日程第1号のとおりであります。

直ちに議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（光益良洋）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録の署名議員は、3番藤島玄稔君と8番栗原福裕君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（光益良洋）

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

会期については、去る1月20日、議会運営委員会に諮ったところ、本日1日間にしたいという案が出ていますが、よろしいかお諮りいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第1号 税公金セルフ収納機購入に係る契約の締結について

○議長（光益良洋）

日程第3. 議案第1号 税公金セルフ収納機購入に係る契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案書1ページをお願いいたします。

議案第1号 税公金セルフ収納機購入に係る契約の締結について御説明申し上げます。

事業名は、税公金セルフ収納機購入でございます。

契約額は9,160,800円です。

契約の相手方は、福岡県福岡市南区向野2丁目9番26号 OKIクロステック株式会社 支社長 白濱勝でございます。

提案理由といたしましては、税公金セルフ収納機購入につきまして、随意契約により契約者を定めましたが、その者と契約を締結するにあたり、広川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき町議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（光益良洋）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。9番江藤美代子君。

○9番（江藤美代子）

本契約については随意契約ということでございますけれど、なぜ随意契約ということになったのか、全員協議会の折にも御説明頂いたかと思っておりますけど、御説明をお願いします。

○議長（光益良洋）

税務会計課長。

○税務会計課長（中島久見）

この税公金セルフ収納機の購入につきましては、指定金融機関である福岡銀行と福岡八女農業協同組合からの企業版ふるさと納税の活用を予定しております。

そのため、収納情報をデータ化して行政システムと連動し収納消込みを行うことができる機種であることが条件となっておりますが、現在この条件を満たすことができるのがこの機種のみでございますので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行っております。

以上です。

○議長（光益良洋）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第1号 税公金セルフ収納機購入に係る契約の締結についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 広川町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（光益良洋）

日程第4. 議案第2号 広川町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案書2ページをお願いいたします。

議案第2号 広川町職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、令和5年人事院勧告に準じ、俸給月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合等、所要の改正をするため、本条例を一部改正するものでございます。

内容につきましては総務課長をして説明させますので、慎重な御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（光益良洋）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

それでは、議案第2号について御説明いたします。

議案書は3ページをお開きください。

今回の改正条例案につきましては、第1条から第3条で構成をしております。

改正条例案第1条につきましては、現行条例第1条中、引用条文の項ずれがありましたので、第26条第6項を第27条第5項に改めるものでございます。

現行条例第2条には条例の適用を受ける職員の定義を規定しておりますが、この条例が適用される職員の定義を、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職で公営企業職員、会計年度任用職員を除いたものとするための改正を行うものでございます。

現行条例第10条第1項は退職者の給与について定めた条文となりますが、この条文中、第28条第2項とあるものを第28条第2項第1号に改めるものでございます。

続きまして、改正条例案第2条につきましては、令和5年度の改正の条文となります。

人事院勧告に基づき、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員は、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ年0.05月分の増、定年前再任用短時間勤務職員、現在は暫定再任用職員でございますが、それぞれ0.025月分の増を行い、その増分を12月支給分に反映させるものでございます。

また、議案書5ページから12ページには、別表第1、行政職給与表の改正前後の表をお付けしております。

今回の改正につきましては、若年層に重点を置いた引上げを行うものでございまして、最大で月額12千円の増額改定となっておりますところでございます。

4ページにお戻りください。

改正条例案第3条につきましては、令和6年度から適用する分の改正でございます。先ほど御説明いたしました期末手当及び勤勉手当につきましては、その増分を6月支給及び12月支給分に均等に割り振るための改正を行うものでございます。

この改正条例につきましては、附則第1条第1項により公布の日から施行するものでございますが、第3条につきましては令和6年4月1日から施行し、第2項により、改正条例第2条の改正は令和5年4月1日から適用することを定めるものでございます。

附則第2条には、条例改正前に既に支払った給与は改正後の給与条例による給与の内払とみなすことを規定するものでございます。

附則第3条は、規則への委任の規定となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（光益良洋）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。9番江藤美代子君。

○9番（江藤美代子）

今回の改正は、人事院勧告に準じて一般職員の給与、期末勤勉手当の支給の割合などを改正するもので、この件に関して私は異議はございませんが、2件お尋ねをいたします。

1点目です。今回、特別職については改正はございません。この点についても私も異議はございませんが、執行部としてこの件についてどのような検討が行われたのか質問をいたします。

2点目は、会計年度任用職員の給与などの改定についてです。全員協議会において、この件は3月議会に提案というふうにお聞きしております。本議会ではなくて3月議会に提案とされた理由は何でしょうか。

あともう一つ、ホームページに次年度の会計年度任用職員の募集が載っております。

令和6年度の見込み月額報酬を募集の要綱では明示しております。もちろん、ただし書として「月額報酬及び勤勉手当については議会の議決を経て令和6年4月から改正する予定です」と書いてございます。

町議選に伴って、議会開会が12月議会ではなくて11月議会になったこととか、人材確保の点とか、いろんなことを考慮されて次年度の見込みの報酬を明示されたのかなと思います。ここが、条例改正について議会の議決を経る前にホームページにこのような公募記事が掲載されることはいかかなものかなという意見を持っています。

改正する予定ですとありますが、議会で議決されることが既に決まっているような表現に

なっているのではないかなというふうに感じております。例えば、月額報酬及び勤勉手当については3月議会に条例改正を提案する予定ですかというようにすべきではなかったのではないかと考えているのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（光益良洋）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

まず1点目の特別職の改定の件についてでございます。

常勤の特別職であります町長、政策監、議員の皆様方の支給の割合についての検討の経過ですが、平成22年度からの現在の支給率から変わってきておりません。22年度以前は、国の指定職と言われる職種の期末手当の率を採用するという形で来ていたようです。

その支給率が平成25年には2.95月分でありましたが、26年度に若干引上げられた経過がございます。その際に、町のほうでは財政状況等の政策的な視点からその引上げは行わないということで、現在までその率できているところでございます。今年度におきましても、そのことを引継ぎまして改定の見送りを行ったところでございます。

それと、2点目の会計年度職員の分でございます。

新聞報道にもありましたとおり、会計年度任用職員の改定を地方のほうも行ってほしいということで国の要請があったのは、もう御承知のとおりかと思えます。町のほうではその件についても検討を行いました。会計年度任用職員の雇用においては、年度ごとに勤務条件等を通知して雇用契約を行っておるところでございます。町の会計年度任用職員の給与条例におきましても、給与月額改定は次年度の4月1日から行うということを前提にしておりますので、そういったことや近隣の自治体の状況などを考慮して改定を見送らせていただいたところでございます。

それと、会計年度任用職員の募集要項の月額給与の件でございますが、今、会計年度任用職員の任用が非常に厳しくなっている状況でございます。簡単に言うと、他市町村との取り合いといいますか、そういった事象も生じているところです。

今回、議会の議決前に先行して金額を出したことは反省すべきことではあるかとは思いますが、先ほど説明がありましたとおり、議会の議決を前提として改正予定という文言を加えてお知らせしていたところで人員の確保をやっていきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（光益良洋）

よろしいですか。9番江藤美代子君。

○9番（江藤美代子）

確におっしゃることはよく分かりますし、現実的には本当に人材確保の面でいろいろ御苦勞をかけているんだと思えますけれど、文言の受け止め方によって人によって違うのかもしれないけれども、今後はぜひ気をつけて言葉を選んで頂きたいなというふうにお問い合わせいたします。

○議長（光益良洋）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第2号 広川町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 広川町手数料条例の一部改正について

○議長（光益良洋）

日程第5. 議案第3号 広川町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案書17ページをお願いいたします。

議案第3号 広川町手数料条例の一部改正について御説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては住民課長をして説明させますので、慎重御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（光益良洋）

住民課長。

○住民課長（前田武博）

それでは、議案第3号 広川町手数料条例の一部を改正する条例案の御説明をいたします。

36ページからの広川町手数料条例の一部を改正する条例案の概要の資料で御説明いたします。

1、条例改正の概要ですが、令和元年5月31日に公布された戸籍法の一部を改正する法律のうち、本籍地以外での戸籍謄本等の交付、いわゆる広域交付及び戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行に関する改正規定が令和6年3月1日に施行されることになりました。

これに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が令和5年12月6日に改正され、手数料を徴収する事務及び金額が新たに定められたので、関連する本条例の一部を改正するものです。

金額につきましては、地方自治法第228条に「全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務、標準事務について手数料を徴収する場合においては、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない」と規定されております。

2、新たに開始されるサービスに伴う手数料についてを御説明します。

（1）戸籍（除籍）謄本等の広域交付です。

令和6年3月1日から、戸籍（除籍）謄本等の交付が本籍地以外の窓口でも可能となり、新たに広域交付事務に係る手数料について規定します。

手数料の金額は本籍地で交付した場合と同額で、戸籍広域交付 450 円、除籍広域交付 750 円、受理証明書 350 円、受理後の届書等の内容表示の閲覧 350 円とします。

これらの広域交付を可能とする戸籍情報連携システムの運用開始により、広域交付に加え、従来必要であった届書への紙媒体での戸籍謄本等の添付を省略することができ、手続の負担軽減となります。一例を挙げますと、婚姻届出時の添付が省略されます。

(2) 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行です。

戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号とは、戸籍又は除籍を電子証明書として確認を行うために用いるパスワードのことで、識別符号の取得により、行政機関へ紙での戸籍の提出を省略することができます。例えば、パスポートの発給申請の際に利用する予定となっております。

識別符号発行事務の手数料については、ア．マイナンバー制度を利用しスマートフォン等によりマイナポータルを通じて申請する場合、手数料は不要です。

イ．窓口にて紙戸籍の請求と同時に同戸籍の識別符号を請求された場合、識別符号の発行事務は不要です。

ウ．上記ア、イによらず窓口等にて識別符号を発行する場合は、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務を新設して 400 円、除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務も新設して 700 円となります。

ただし、行政手続において識別符号を用いた電子証明書の確認事務が可能となるのは令和6年度末になる予定で、識別符号の有効期間は発行日から3か月以内とされております。

以上の内容で手数料が新設される部分を、18 ページからの改正文、27 ページからの新旧対照表に記載しております。

施行期日については、戸籍法及び地方公共団体の手数料に関する政令の施行日と同日の、令和6年3月1日としております。

以上で説明を終わります。

○議長（光益良洋）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから、議案第3号 広川町手数料条例の一部改正について採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第10号）について

○議長（光益良洋）

日程第6．議案第4号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案第4号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。予算書1ページをお願いいたします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ88,680千円を追加し、予算総額を11,370,713千円とするものです。

今回の歳入歳出補正予算につきましては、例年12月の定例会でお願いしております人事院勧告に基づく給与改定及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業、並びに7月豪雨災害に関連したものの追加などとなっております。

第2条、債務負担行為の補正につきましては、予算書4ページのとおり、町指定ごみ袋購入10,282千円の債務負担行為の追加をお願いするものです。

第3条、地方債の補正につきましては、予算書5ページに記載のとおり、災害等廃棄物処理事業について限度額の増額変更をお願いするものです。

予算書2ページをお願いいたします。

歳入補正予算について御説明いたします。

15款2項．国庫補助金につきましては、民生費及び衛生費国庫補助金、合わせて79,590千円を増額しております。

19款1項．基金繰入金については、今回補正の財源調整として8,890千円を増額をお願いするものです。

22款1項．町債につきましては、災害復旧費の災害等廃棄物処理事業について200千円を増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

2款．総務費1,047千円、5款．農林水産業費560千円、7款．土木費350千円、9款．教育費400千円につきましては、給与改定に伴う増額をお願いするものです。

3款1項．社会福祉費については、障害者施設等物価高騰対策支援事業、住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付事業及び給与改定に係るものを合わせまして60,072千円を増額をお願いし、2項．児童福祉費については、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業20,520千円の追加をお願いするものです。

4款1項．保健衛生費は、医療施設に対する物価高騰対策支援事業補助金及び給与改定に係るものを合わせて1,247千円を増額を、2項．清掃費は、7月豪雨による災害等廃棄物処理事業費4,484千円の追加をお願いするものです。

詳細につきましては、担当課長が御説明いたします。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（光益良洋）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

総務課関連の補正予算及び一般会計の全体の人件費の補正について御説明いたします。

予算書は5ページをお願いいたします。

第3表 地方債の補正についてですが、災害等廃棄物処理事業につきまして、限度額を200千円増額しておるところです。

予算書8ページの下段を御覧ください。

22款1項、町債の災害復旧債を、同額増額計上しております。

同じく8ページの中段、19款1項、基金繰入金につきましては、今回の補正の財源調整といたしまして、財政調整基金繰入金を8,890千円増額しております。

以上が総務課分の補正予算となります。

次に、人件費の説明をさせていただきます。

予算書9ページをお願いいたします。表の右側の説明欄のところを御覧ください。

二重丸の次に企画担当職員人件費と記載しておりますが、この二重丸が予算管理上の事業名でございます。事業名の末尾に職員人件費と記載しておるものが、主に人件費を計上した事業となっております。

人件費が国庫補助等の対象となる事業の一部につきましては、その事業に人件費を計上して管理しておるところです。

今回の人件費の補正予算につきましては、先ほど御決定頂いた給与改定に係るものが主になりますが、10ページの3款1項、社会福祉費の住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付事業の時間外手当138千円、続きまして12ページの上段の3款2項、児童福祉費の住民税非課税世帯等臨時特別給付事業の時間外手当110千円につきましては、今回新たに事業を実施することに伴い発生する時間外を見込んだものでございます。

同じページの下段の、4款1項、保健衛生費の環境衛生担当職員人件費の時間外手当127千円につきましては、豪雨災害、脱炭素事業などに係る時間外手当の不足分を補うものとして計上させていただいたものになります。

それ以外の2給与、3職員手当等及び4共済費につきましては、人事院勧告に伴う給与改定による不足分の補正をお願いするものでございます。

11ページに戻っていただきまして、一番下の3款1項6目、国民健康保険特別会計繰出金25千円につきましても、給与改定に伴う繰出金の増額となっております。

予算書の16ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。

今回の人件費全体の補正額につきましては、中段の2一般職（1）総括と書かれた表のとおり、給料を1,640千円、職員手当等を1,961千円、及び共済費を5千円増額し、合計で3,606千円の補正を行うものでございます。年度途中の退職や執行状況等を考慮し、不足見込額の増額をお願いするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（光益良洋）

環境課長。

○環境課長（小松朋雄）

環境課の補正予算について説明いたします。

予算書 4 ページをお願いいたします。

第 2 表 債務負担行為補正ですが、町指定ごみ袋購入につきまして、令和 5 年度から令和 6 年度、限度額 10,282 千円の追加をお願いするものでございます。

例年 4 月に入札、契約しておりましたが、ごみ袋単価の上昇に伴い議会承認案件となり、納品までに期間を要し在庫の確保ができなくなる恐れがあるため、令和 5 年度に入札、契約をさせていただき、4 月から確保できるようにするために債務負担行為を行うものでございます。

次に、歳入の説明をいたします。

予算書 8 ページをお願いいたします。

15 款 2 項 2 目．衛生費国庫補助金、説明欄の災害等廃棄物処理事業費国庫補助金でございますが、7 月の豪雨災害に伴う国庫補助金の 1,057 千円を増額するものでございます。

続きまして歳出でございます。

予算書 13 ページ中段をお願いいたします。

4 款 2 項 2 目．塵芥処理費、説明欄の豪雨災害に伴う災害等廃棄物処理事業費の 4,484 千円につきましては、八女西部広域事務組合の災害廃棄物処理に係る処理経費分として増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（光益良洋）

福祉課長。

○福祉課長（才所潤一）

福祉課関係の補正予算について御説明いたします。

予算書の 8 ページを御覧ください。

歳入について御説明いたします。

15 款 2 項 1 目．民生費国庫補助金、1 節．社会福祉費国庫補助金 58,013 千円を増額につきましては、説明欄にあります住民税均等割のみ課税世帯への臨時特別給付金に係る補助金、10 分の 10 を補正計上するものです。

次に、歳出について御説明いたします。

予算書の 10 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目．社会福祉総務費、説明欄の障害者施設等物価高騰対策支援事業 162 千円を増額につきましては、物価高騰の影響を受けている障害者施設等に対し、価格高騰分を助成することにより事業の継続を支援するもので、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 10 分の 10 を活用し、町所管の 4 事業所へ助成を行うため増額をお願いするものです。

次に、説明欄の住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付事業 58,013 千円を増額につきましては、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯のうち、均等割のみ課税世帯 550 世帯へ、1 世帯当たり 100 千円の給付を行うため増額をお願いするものです。

次に、予算書の 11 ページをお願いします。

3 款 1 項 3 目．老人福祉費、説明欄の高齢者施設等物価高騰対策支援事業 1,081 千円を増額につきましては、障害者施設等と同じく、物価高騰の影響を受けている高齢者施設等 7 事

業所に対し、価格高騰分を助成するため増額をお願いするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（光益良洋）

子ども課長。

○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）

続きまして、子ども課関連の補正予算について御説明申し上げます。

まず歳入です。予算書8ページをお願いいたします。

15款2項1目．民生費国庫補助金のうち、4節．児童福祉費国庫補助金20,520千円ですが、電気・ガス・食料品等の価格高騰への負担感が大きい住民税非課税等の子育て世帯へ臨時特別給付金といたしまして、18歳以下の子ども1人当たり50千円を給付するための事業費及び事務費に係る国からの補助金で、補助率は10分の10でございます。

続きまして歳出です。予算書の12ページをお願いいたします。

3款2項2目．児童措置費です。ただいま歳入で御説明いたしました臨時特別給付事業に係ります決定通知などを郵送する際の封筒代や郵送料、また給付金を振込む際の手数料及び給付金につきまして、歳入と同額の20,520千円の増額をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（光益良洋）

住民課長。

○住民課長（前田武博）

住民課分について御説明いたします。

予算書13ページを御覧ください。

4款1項1目．保健衛生総務費の地域医療体制充実推進事業費、18節．補助金1,037千円の増額は、物価高騰の影響を受けている医療機関に対して、光熱費や食材費などの上昇分を支援するものです。

一般医療機関は県が支援しますが、県の事業の対象外である公立八女総合病院企業団へ補助するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（光益良洋）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。5番竹下英治君。

○5番（竹下英治）

物価高騰対策給付金支援事業は、この前も聞いたんですけども、支出の事務費の委託料の必要性についてもう1回説明してください。

○議長（光益良洋）

福祉課長。

○福祉課長（才所潤一）

物価高騰対策支援事業の均等割のみ課税世帯給付に係る分で、システム改修について委託料を計上しております。

この給付事業につきましては、現行の電算システムに加えて、給付に係る税情報でありましたり住民記録情報等を取り込みまして対象者を抽出する、また、そういった方々への通知

文の発送等によりシステム改修が必要となります。

町単独直営でそういったシステム改修はできないものですから、事業所に委託を行います。委託料を計上しているものでございます。

以上でございます。

○議長（光益良洋）

ほかにありませんか。8番栗原福裕君。

○8番（栗原福裕）

債務負担行為で町指定ごみ袋の購入が上がっておりますが、年間のごみ袋の使用数は、要するにどれぐらい購入されてあるのか。

それから、今回10,282千円計上してありますが、購入枚数はどれだけあるのか。

それと、当然、在庫の確保は必要だと思いますが、現在どれだけの在庫があるのか。

こういう形で毎年上がってくるようになると思いますので、例えば保管庫等の関係もあるかと思いますが、ごみ袋はずっと使用していく部分ですので毎年上げなくても、単価の上昇もあるというようなことではございますので3年分確保しておくとか、そういうことも考えたかどうかと思いますが、お答えをお願いします。

○議長（光益良洋）

環境課長。

○環境課長（小松朋雄）

ただいまの栗原議員さんの質問でございますが、ごみ袋につきましては世帯数の数字的なものを持ち合わせておりませんが、現在、世帯数がどんどん増えている状況で、ごみ袋の売上げがどんどん上がっています。

ところが、現状として八女西部に出している量は年々減っている状況でございます。ですから、本来であれば枚数もしっかり確保しながらやっていかないといけないというのがございますが、その辺をしっかりと分析した状況を、また今度の入札が終わった状況下でしっかりと説明させていただきたいと思っております。

今後は、その問題に対してしっかりと在庫の確認をしながら、ごみ袋の縮小化も検討していかないといけないかなというふうに原課も考えておりますので、それもあわせて提案をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（光益良洋）

8番栗原福裕君。

○8番（栗原福裕）

私の質問とちょっと回答がずれているように思いますが、後で結構ですので、在庫枚数とか購入単価がどれくらい上がってきているかという部分を教えていただきたいと思います。

○議長（光益良洋）

12番野田成幸君。

○12番（野田成幸）

ごみ袋のことですけど、まだ今のごみ袋は海外のものですか。

海外のごみ袋も不安定ということで、貿易とか貨物のストとかいろんなことが海外であってましたので、日本製も検討するというような話を頂いておりましたけれども、値段の間

題もあると思いますけど、そこら辺の検討はどんなふうになっていますか。

○議長（光益良洋）

環境課長。

○環境課長（小松朋雄）

野田議員さんの御質問のとおり、ごみ袋は日本製もある程度検討させていただいております。ただし、コストがやはり数倍かかっている状況ですが、もちろんこういう御時世でございます。コストという考えもできませんけれども、今後は平均値等を合わせながら、どちらを入れていくかをしっかり検討して、また報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（光益良洋）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから、議案第4号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第10号）について採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 令和5年度広川町国民健康保険特別会計補正予算 （第4号）について

○議長（光益良洋）

日程第7. 議案第5号 令和5年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案第5号 令和5年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に25千円を追加し、予算総額を2,532,127千円とするものです。

人事院勧告に伴う給与改定に係る補正予算となっております。

2ページ、3ページをお願いいたします。

歳入補正予算につきましては、10款1項. 他会計繰入金に職員給与費等繰入金、歳出補正

予算につきましては、1款1項、総務管理費に国民健康保険担当職員人件費を、それぞれ25千円を増額計上しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（光益良洋）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから、議案第5号 令和5年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 令和5年度広川町水道事業会計補正予算（第3号） について

○議長（光益良洋）

日程第8. 議案第6号 令和5年度広川町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案第6号 令和5年度広川町水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

今回お願いいたします補正予算は、収益的支出を110千円増額し、資本的収入を170千円増額しまして、予算総額434,303千円とするものでございます。

資本的収支では83,894千円の不足分が生じますが、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填するものでございます。

予算書2ページをお願いいたします。

収益的支出の総係費110千円の増額及び資本的支出の総係費170千円の増額につきましては、人事院勧告による給料額改定等によるものでございます。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（光益良洋）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから、議案第6号 令和5年度広川町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 令和5年度広川町下水道事業会計補正予算（第3号）
について

○議長（光益良洋）

日程第9. 議案第7号 令和5年度広川町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案第7号 令和5年度広川町下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

予算書1ページをお願いいたします。

今回お願いいたします補正予算は、資本的支出を60千円増額して、予算総額843,366千円とするものでございます。

資本的収支では129,402千円の不足分が生じますが、当年度分損益勘定留保資金等をもって補填するものでございます。

予算書2ページをお願いいたします。

資本的支出60千円の増額は、人事院勧告による給料額改定等によるものでございます。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（光益良洋）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから、議案第7号 令和5年度広川町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを

採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和6年第2回広川町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時22分 閉会

以上、議会の経過を記載して、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

議 長 光 益 良 洋

3 番 議 員 藤 島 玄 稔

8 番 議 員 栗 原 福 裕